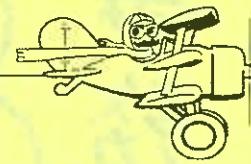


## 経営者のための生命保険講座 第43回

### 生命保険見直し術 ー

#### 「従業員の福利厚生」



法人として生命保険に加入する場合、役員の保障だけでなく従業員の保障も必要になります。今回は、従業員の福利厚生制度について取り上げてみたいと思います。

従業員の退職金制度の財源確保あるいは、従業員が在職中に死亡した場合の退職金を手厚くするためなど、従業員が安心して働けるように福利充実する対策として生命保険は有効です。

#### [福利厚生保険]の形態としくみ

契約者	会社
被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族
満期保険金・解約戻戻金受取人	会社

左記の契約形態の「養老保険」に全員参加します。

例えば、10年満期の養老保険に加入すると、この保険期間中に万一のことがあれば遺族に死亡保険金が支払われます。無事満期を迎えると、満期保険金と積立配当金が法人に支払われる所以、この満期保険金を退職金の支払いの財源にできますし、保険期間の途中で退職する場合、その人の契約を解約して解約返戻金と積立配当金を退職金支払いの財源にすることもできます。また、特約をセットすれば、病気や災害による入院も保障できます。入院給付金の受け取りは役員・従業員本人となります。

#### [福利厚生保険]のメリット

- I. 役員・従業員の退職金・弔慰金・見舞金の支払い財源を確保できること。
- II. 主契約の2分の1と特約保険料の全額を『損金算出』(福利厚生費)で経費処理できます。よって利益の圧縮ができ、その分について50%の税金が軽減されます。
- III. さらに特徴として、キャッシュバリュー(解約返戻金+積立配当金等)があることです。
- IV. 契約者貸付金などを利用できること、銀行等からの借入がスムーズにいかない時などには、積立配当金や契約者貸付金を利用できます。

ご不明な点がございましたら、当事務所担当者まで  
お気軽にご連絡ください。

担当 渋木 洋子

